

賃貸借単価契約書（案）

品目、予定数量
及び契約単価 別紙のとおり

契約期間 自 令和 8年 4月 1日
至 令和 9年 3月 31日

契約保証金

公立大学法人福島県立医科大学（以下「甲」という。）は、「」（以下「乙」という。）との間で、別紙の機器（以下「機器」という）の賃貸借について、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、この契約の期間中に甲・乙間で使用者ごとに個別に締結される賃貸借契約（以下「個別契約」という。）及びこの契約に定める条件に従って、乙より機器を賃借し、これを使用者に使用させる。乙は、甲に対し機器を賃貸するにあたり、機器を個別契約ごとに甲が指定する設置場所に設置する。

（有償延期及び遅延利息）

第2条 乙の責めに帰すべき事由により、第4条2項の設置希望日に設置の見込みがないときは、乙はその事由を付した書面をもって、甲に期限延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日内に設置が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として履行期限を延長することができる。

3 前項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、遅延部分に相当する金額に、年2.5%の割合で計算した金額（当該額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときはその端数金額又はその金額を切り捨てる。）とする。

（賃貸借料）

第3条 甲は、乙に対し機器の賃借の対価として賃貸借料を支払う。なお、賃貸借料の金額の変更を必要とする場合は、甲又は乙のいずれかの申し出により甲乙協議しこれを行う。

2 乙は、毎月分の賃貸借料を計算し、翌月の5日までに甲に請求する。甲は、本装置の賃貸借の開始及び終了が1歴月の途中であっても、それぞれ当該歴月1月分の賃貸借料を乙に支払うものとする。

3 甲は、審査のうえ請求書を受領したときは、月末締め翌月末日に乙の指定する銀行

口座に賃貸借料を振込、支払うものとする。

- 4 請求金額は、契約単価に数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税額を加算して得た金額（円未満切り捨て）とする。

（機器の設置）

第4条 甲が機器の設置を希望するときは、所定の方法にて乙に通知する。

- 2 前項の通知は、これを個別契約締結の申込とみなし、乙がこの通知を受けたときは直ちに個別契約成立について承諾を与え、設置希望日より遅滞なく甲の指定する設置場所に機器を設置する。
- 3 乙は、機器の設置にあたり、使用者に対し、機器の使用方法、緊急時の連絡方法について、十分に説明するものとする。
- 4 前2項の設置及び説明の完了をもって、機器は甲に引渡されたものとみなす。
- 5 乙は、設置完了後遅滞なく、所定の書類を甲に提出する。

（設置の遅延・不能）

第5条 不可抗力等、乙の故意又は過失によらない事由により、機器の引渡しが遅延もしくは不能となった場合、乙はこれによる責任を負わないものとする。

（使用方法）

第6条 甲は、機器が前文の療法を目的に使用されるべきものであり、生命維持装置ではないことを十分に承知の上で使用するものとする。

- 2 甲は、使用者に対し、自らの責任において機器の使用について十分な指導監督を行わなければならない。

（使用方法逸脱による責任）

第7条 使用者が機器の使用方法に従わないことにより、使用者の生命・身体・財産に障害が生じた場合、乙は一切その責任を負わない。

（秘密保守）

第8条 乙は、この契約および個別契約上の義務を履行する過程で知りえた使用者の秘密を、他に漏らしてはならない。なお、個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（定期点検）

第9条 乙は、機器の引渡し後、前回の点検から1年以内に当該機器の点検を行い、その結果を証明する報告書を臨床工学センターに提出する。

- 2 前項の点検にかかる費用は乙が負担する。

(機器の隠れた契約不適合)

- 第10条 引渡された機器に隠された契約不適合が発見された場合、甲は直ちに乙にその旨通知するか、使用者をして乙に通知させなければならない。
- 乙は、前項の通知を受けた場合、直ちに乙の負担において、契約不適合の程度に応じ、当該機器の修理を行うか、当該機器を瑕疵のない新たな機器と交換するとともに、甲に対し事情を報告しなければならない。
 - 前項の修理又は交換を行った場合、乙は、更なる損害賠償の責を免れる。

(機器の滅失・毀損)

- 第11条 機器が引渡後に滅失あるいは毀損した場合、甲は直ちに乙にその旨通知するか、使用者をして乙に通知させなければならない。
- 乙は、前項の通知を受けた後、毀損の程度により修理可能と判断したときは、速やかに修理を行うものとする。
 - 機器の通常の使用による毀損の修理にかかる費用は、乙の負担とする。使用者の使用方法の逸脱による破損・故障等通常の使用によらない毀損については、甲の負担とし、乙より甲に対し別途修理代金を請求する。
 - 機器が滅失あるいは毀損し修理不能と判断された場合、当該機器を目的物とする個別契約は終了する。但し、その滅失・毀損につき甲もしくは使用者に故意又は過失があるときは、乙は、それによって生じた損害を甲に請求することができる。

(機器の管理・使用)

- 第12条 甲は、使用者をして善良なる管理者の注意をもって機器を管理・使用させなければならない。
- 甲は、機器の所有権が乙に属することを使用者に十分理解させ、使用者が、第三者に譲渡転貸しないよう監督・指導する。
 - 第三者が、機器について権利を主張し、あるいは仮差押えもしくは強制執行の申立て等により乙の所有権を侵害するおそれがある場合には、甲は直ちに乙にその旨通知するか、使用者をして乙に通知させなければならない。

(機器の所有権表示)

- 第13条 乙は、機器に乙の所有権を示す標識を貼付することができる。甲は、乙から要求があった場合、前期の標識を貼付するか、もしくは使用者をしてこれを貼付させなければならない。

(設置場所の変更)

- 第14条 甲は、使用者の転居等により機器の設置場所を変更しようとする場合、その旨乙に通知する。
- 乙は、前項の通知を受けたときは、速やかに機器を新たな設置場所に移転する。
 - 甲は、使用者の旅行等を目的として機器の携行移動、あるいは移送等しようとする

とき、機器が精密機器であることを十分に熟知させ、その取扱いに注意し破損、故障等を起こさぬよう指導しなければならない。また、その携行移動、移送等の目的地は日本国内に限るものとし、これにかかる費用について、乙は負担しない。

(保険)

第15条 乙は、機器について、乙を被保険者とする動産総合保険を付するものとする。

2 前項の保険の保険金が支払われた場合、甲は、その保険金額の限度において第11条3項後段もしくは同条第4項但書の規定により乙に支払うべき修理代もしくは損害賠償金の債務を免れる。

(契約の解除)

第16条 甲又は乙は、本契約の有効期間中に本契約を解除し又は本契約の一部を変更しようとするときは、1月前までに相手方に申し出、協議することとする。ただし、次の各号のいずれかに該当した場合は、甲は乙に事情の説明の機会を与えた後、期間を定めて本契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じても甲はその責を負わないものとする。

- (1) 乙が正当な理由なく、本契約を履行しないとき。
- (2) 乙が行政庁の処分を受けたとき。
- (3) 乙が第21条の規定に違反したとき。
- (4) 乙に本契約の履行が困難と見なしうる客観的事由が生じたとき。
- (5) 乙の従事者及び業者が不正又は違法の行為を行い、乙が本装置の保守点検業務の遂行ができないと甲が認めるとき。
- (6) 甲への事情説明の期日に乙又はその代理人が出席しなかったとき。
- (7) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(8) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

2 上記1項に該当する場合を除く他、この契約に違反しその違反によって契約の目的を達成することができないと甲が認めるとき。

3 本条の規定に基づき契約を解除した場合、甲は当該個別契約に基づいて乙より借り受けた本装置を原状に戻した上、乙に返還するものとする。

(同上)

第17条 甲の医学的判断により使用者が機器の使用を中止した場合、甲は、乙に通知して、個別契約を解約することができる。

(契約が解除された場合等の違約金)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第2条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解

除の申出があったときは、甲がこれを受理した日)までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(機器の回収)

第19条 個別契約が期間の満了、第16条または第17条による解約により終了した場合、乙は速やかに機器を設置場所より回収する。

(解約の際の損害賠償)

第20条 本契約の規定により本契約もしくは個別契約が期間満了前に解約された場合、相手方は、それによって生じた損害の賠償を請求することはできない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第21条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、または担保に供してはならない。

(談合による損害賠償)

第22条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日付け公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売にあたる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りではない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(遅延利息等の相殺)

第23条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを甲の検査に合格した既納部分の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(予定数量)

第24条 当該契約の予定数量をこえて賃借する場合、又は予定数量にみたない場合であっても、当該契約期間中は同一の単価をもって処理するものとする。

(契約の疑義)

第25条 この契約もしくは個別契約に定めのない事情が生じたとき、及びこの契約もしくは個別契約の解釈について疑義が生じたときは、これらの契約の趣旨及び民法その他の関係諸法令に従い、甲・乙協議のうえ、誠意をもって解決にあたるものとする。

(紛争の解決方法)

第26条 前項の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 福島市光が丘1番地
公立大学法人福島県立医科大学
理事長 竹之下 誠一

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。))である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

注1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。

2 委託業務の実態に則し適宜必要な事項を追加し、不要な事項は削除するものとする。また、契約書本文の定めとの関係に応じ、必要な文言の整備を行うものとする。